

「アミカスネット」登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市が、福岡市男女共同参画推進センター・アミカスにおいて、男女共同参画社会の実現に向けて活動している市民グループ間のネットワークづくりや情報発信等によるグループの支援を行うことを目的として実施する「アミカスネット」の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) グループ 営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている、任意団体又は法人をいう。ただし、任意団体については、3人以上で構成され、組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、法人については、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、又は公益財団法人に限る。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定めるところにより設立された法人をいう。
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の定めるところにより設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の定めるところにより、行政庁の公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

(登録要件)

第3条 「アミカスネット」は登録制とし、登録できるグループは次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) グループの代表者、所在地、連絡先等が明確であること
- (2) 福岡市内を中心に活動していること
- (3) 男女共同参画の推進に資する活動をしていること
- (4) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体（登録した場合でも、本市がこれらの団体を支持し、又は振興していると認められないときを除く。）でないこと
- (5) 「アミカス市民グループ活動支援事業」で企画を実施した実績があること
- (6) その他登録を行うことが適当でないと思われらるものでないこと

2 グループの活動の目的等が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福岡市男女共同参画を推進する条例（平成16年福岡市条例第5号）第3条に定める基本理念に沿うものであること
 - (2) 専ら営利を目的とせず、かつ参加料負担があるときはその額が適切な範囲内であること
 - (3) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと
 - (4) 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものでないこと
 - (5) 法令及び公序良俗に反していないこと
 - (6) その他登録すべきでない特段の事情がないこと
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、福岡市各区男女共同参画協議会・連絡会その他市長が特に必要と認めるグループは、アミカスネットに登録することができる。

（暴力団の排除）

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じる。

2 市長は、グループが次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、「アミカスネット」に登録しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が代表者（団体が法人である場合は、その役員）となっているもの
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

3 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、グループに対し代表者（グループが法人である場合には役員）の氏名（ふりがなを付したもの）、生年月日の個人情報を記載した役員名簿の提出を求めるものとする

（登録申請）

第5条 「アミカスネット」に登録をしようとするグループは、「アミカスネット」登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」という）に必要事項を記入の上、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 組織の運営に関する規則（規約・会則等）
- (2) 役員名簿（住所、氏名（ふりがな）、生年月日を記載したもの。ただし、任意団体については、代表者以外の役員の生年月日の記載は必要がないものとする。）
- (3) 活動内容及び実績が分かる資料（チラシ等）

（登録）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、第3条に定める要件を審査し、要件を満たしているとき、登録を決定の上、「アミカスネット」登録

について（様式第2号）を交付する。

（支援の内容）

第7条 市長は、前条の規定により登録を決定したグループ（以下「登録グループ」という。）に対して、次の支援を行う。

- (1) グループ間の交流やグループの打ち合わせ等のための「アミカスネットルーム」の提供
- (2) アミカスネットルーム内のメールボックス及び保管棚の利用提供
- (3) アミカスホームページへの登録グループ掲載
- (4) 交流会の実施
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

（グループ情報の公開）

第8条 登録グループの情報は、個人情報等の保護の重要性を十分留意し、当該登録グループが同意した事項について公開する。

（変更の届出）

第9条 登録グループは、第5条に定める登録申請書の内容に変更があったときは、「アミカスネット」登録変更申請書（様式第3号）を速やかに市長に届けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、その結果を「アミカスネット」登録変更申請について（様式第4号）により通知する。

（登録の期間）

第10条 登録期間は、原則として令和8年度末までとする。

（登録の取消し）

第11条 市長は、登録グループが、第3条の登録要件を満たさないと判明した場合は、その登録を取り消す。

（放置物品及び残留物の処分）

第12条 登録グループは、市長の許可なくアミカスネットルーム内に物品を放置してはならない。

2 市長は、グループが登録期間終了後もなお、メールボックス及び保管棚内に物品を残留している場合は、これを全て整理し、撤去することができる。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する

この要綱は、平成25年2月23日から施行する

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

市民グループ交流・ネットワークづくり事業要綱（平成24年1月1日施行）は廃止する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

「アミカスネット」登録申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

次のとおりグループ登録を申請します。

グループ名*			
代表者*	役職名..... (ふりがな)..... 氏 名.....		
連絡先 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 代表者宅 <input type="checkbox"/> 連絡担当者	住所 (〒 —) TEL* FAX* Eメール* URL*		
連絡担当者	氏名		連絡先
設立年月日*	年 月 日	会員数*	人
活動目的*	男女共同参画の推進との関わりを記入してください		
活動内容*	男女共同参画の推進に関する活動内容を具体的に記入してください		

- 添付書類・・・①組織の運営に関する規則(規約・会則等)
②役員名簿(住所、氏名(ふりがな)、生年月日を記載したもの。
ただし、任意団体については、代表者以外の役員の生年月日の記載は必要ありません。)③活動内容・実績がわかる資料(チラシ等)
- ご記入いただいた個人情報については、法令の定めにある場合やご本人が同意している場合及び暴力団排除のため警察本部へ照会確認をする場合を除き、目的外利用することや第三者に提供することはありません。
- *マークが付いている情報は、原則として公開いたします。

(事務局使用欄)

決 裁	課 長	係 長	係 員

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

福岡市長
(市民局男女共同参画部事業推進課)

「アミカスネット」登録について

年 月 日付をもって申請がありました「アミカスネット」登録について、下記のとおり登録しましたので通知いたします。

- 1 グループ名
- 2 登録年月日 年 月 日

※登録期間は、原則として令和9年3月31日までとします。

※注意事項

- (1) 登録内容に変更があった場合は、「アミカスネット」登録変更申請書(様式第3号)にて速やかに届出をしてください。
- (2) 登録後、登録要件に満たしていないことが判明した場合、登録を取消す場合があります。
- (3) 施設利用等については、「福岡市男女共同参画推進センター条例」、「福岡市男女共同参画推進センター条例施行規則」及び「『アミカスネットルーム』の利用について」に従ってください。

(様式第4号)

第 号
年 月 日

様

福岡市長
(市民局男女共同参画部事業推進課)

「アミカスネット」登録変更申請について

年 月 日付をもって申請がありました「アミカスネット」登録変更申請について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 変更内容

【変更前】

【変更後】

2 変更申請結果

3 その他